

当院は厚生労働省が定める 次の施設基準に適合しております

医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術の
令和6年1月1日～12月31日における手術の当院実施件数

- 区分1に分類される手術 件数

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	
イ	黄斑下手術等	22
ウ	鼓室形成手術等	
エ	肺悪性腫瘍手術等	
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	

- 区分2に分類される手術 件数

ア	靱帯断裂形成手術等	
イ	水頭症手術等	
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	
キ	子宮付属器悪性腫瘍手術等	

- 区分3に分類される手術 件数

ア	上顎骨形成手術等	
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	
エ	母指化手術等	
オ	内反足手術等	
カ	食道切除再建術等	
キ	同種死体腎移植術等	

- その他の区分に分類される手術 件数

人工関節置換術	
乳児外科施設基準対象手術	
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	
冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む） 及び体外循環を要する手術	
経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術 及び経皮的冠動脈ステント留置術	

